

大和市退職手当審査会規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第9号

### 大和市退職手当審査会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、大和市職員の退職手当に関する条例（昭和38年大和市条例第19号）第19条第1項の規定により設置される大和市退職手当審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

#### (組織)

第2条 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

#### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る答申の日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、出席した委員の過半数の同意により公開とすることができる。

#### (守秘義務)

第6条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、人事主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。